

令和 2 年度税制改正の解説

～新型コロナウイルス感染症に対応する緊急経済対策による税制措置を含む～

〈資料編〉

税理士・公認会計士 太田達也氏

四国税理士会

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞税なし

納税を猶予する「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。
- 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる国税

- ① 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する
所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）
が対象になります。
- ② 上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。（※）
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※ 本特例に関する申請書や手続関係、猶予制度に関する問い合わせ先は以下の国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- ・白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・例えば未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞税がかかります）。

Q 猶予期間終了後は一括して納付しなければいけないのでしょうか。

- ・特例の適用期間が終了した後に、一般の猶予制度により分割納付をすることもできます。

* 地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられます。
地方税については総務省のホームページを、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

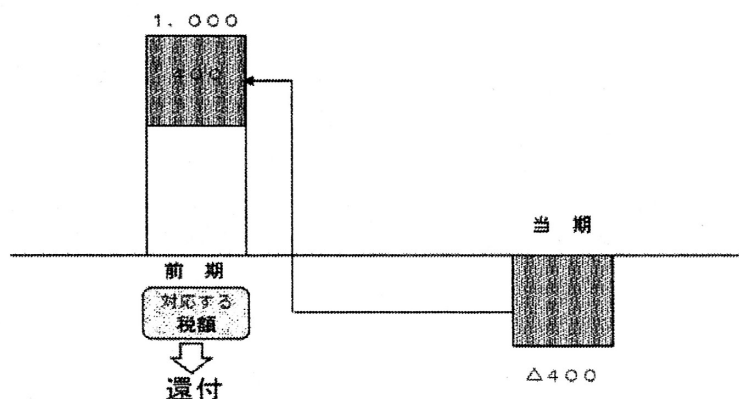
欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円超 10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることができるようになりました

- 資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金1億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となりました。
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます(この場合の令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は、令和2年7月31日となります。)
- ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることができます

- 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

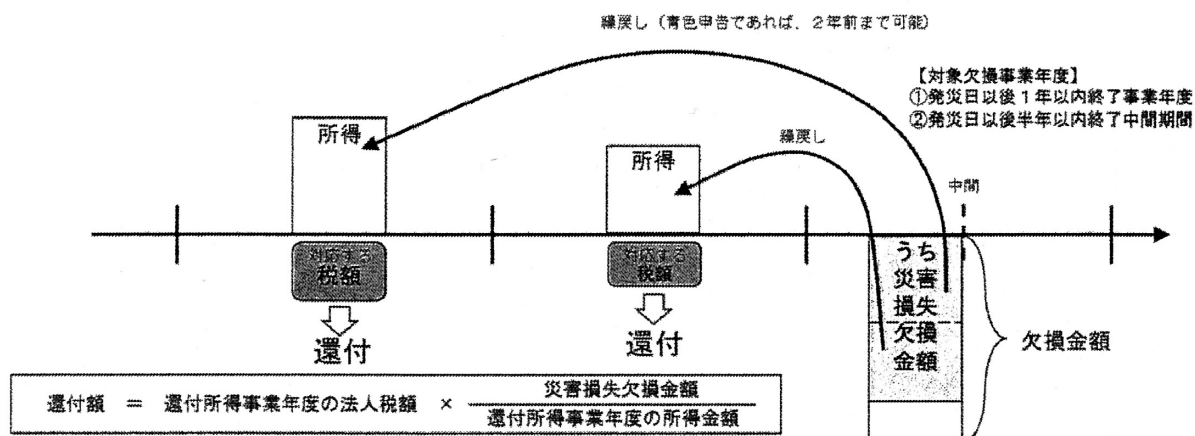


※詳しい制度の内容、還付請求の方法については、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf



新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります

- 災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



- 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当することとなります。
- ・飲食業者等の食材の廃棄損
 - ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
 - ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
 - ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
 - ・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

●申請方法

- ・中小事業者等(個人(※1)、法人(※2))は、税理士や会計士といった全国で35,000程度存在する認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受ける。

(※1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人(租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者等に該当する個人)

(※2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)(租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者等に該当する法人)

- ・事業者は、認定経営革新等支援機関等から確認書を発行してもらい、2021年1月以降に申請期限(2021年1月末)までに固定資産税を納付する市町村に必要書類(注: 現在調整中)とともに軽減を申請する。

●認定経営革新等支援機関等への申請書類

①中小事業者(個人、法人)であること

- 個人については、(ア)常時使用する従業員数が1,000人以下である旨の誓約書、(イ)性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書で確認。
- 法人については、(ア)資本金を登記簿謄本の写し等、(イ)大企業の子会社でない旨の誓約書、(ウ)性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書で確認。

②事業収入の減少

- 会計帳簿等で、2020年2月～10月までの任意の連続する3月の期間の事業収入が前年同期間と比べて減少していることを確認。

③特例対象家屋の居住用・事業用割合

- 青色・白色申告決算書等で、特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認。

●対象者・軽減率

- ・中小事業者(個人、法人)について、2020年2月～10月の任意の連続する3月の期間の事業収入※が、

- 前年同期比▲30%～50%未満の場合: 1/2軽減

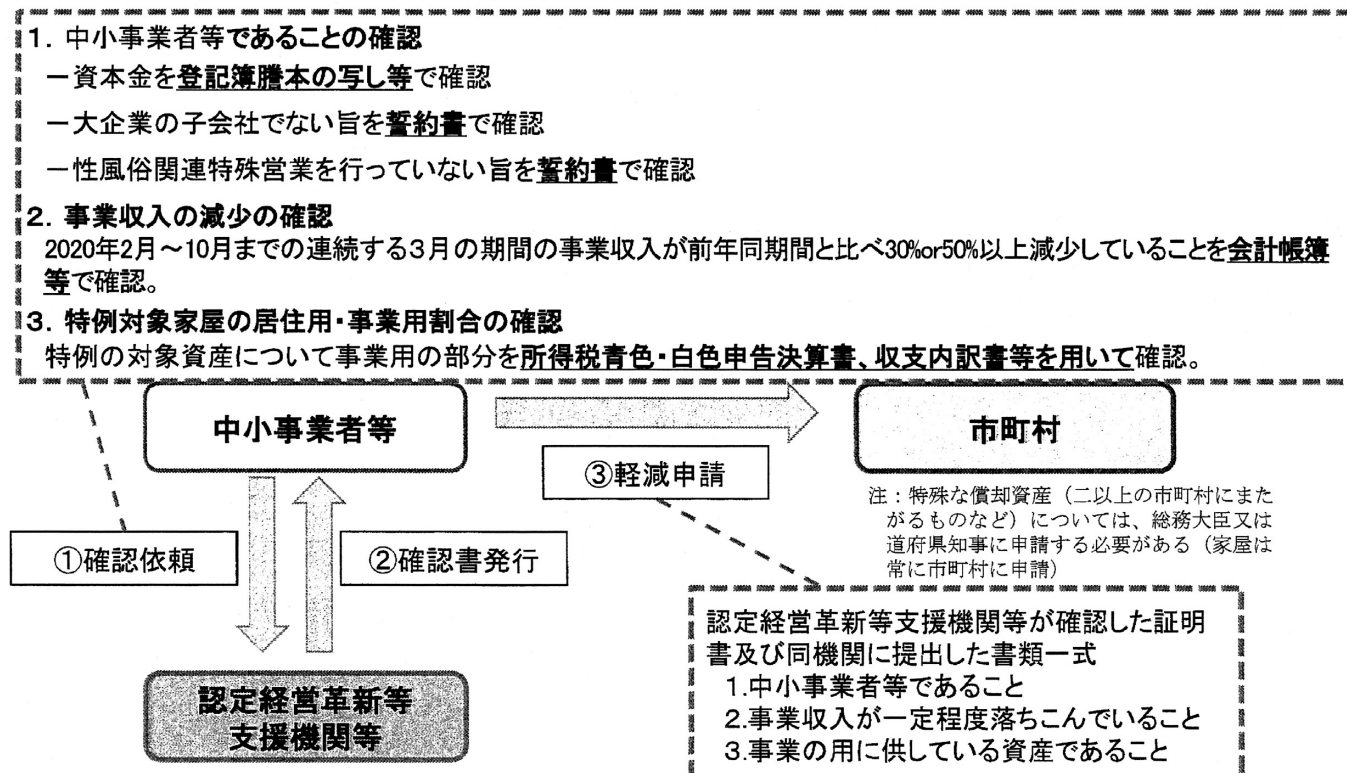
- 前年同期比▲50%以上の場合: 全額免除

(※) 売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指す。給付金や補助金収入、事業外収益は含まない。

●軽減対象

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

<参考>申請の流れ(法人の場合)



1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認下さい。

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を受けることができます。

- 税制措置**・・・認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例（P.2～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例（P.9～）を利用することができます。
- 金融支援**・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- 法的支援**・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

2. 税制措置

設備の取得に係る税制措置の概要

法人税^(※1)について、**即時償却又は取得価額の10%^(※2)の税額控除**が選択適用できます。（中小企業経営強化税制）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	国 税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
		【中小企業投資促進税制（中促）】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

2. ①中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】、第68条の15の5【連結法人】

① 中小企業者等とは？

※平成31年4月1日以降に開始する事業年度から適用される中小企業者等について記載しています。

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限り、ます。

ただし、次の法人は、資本金又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から令和3年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
設置者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	◆ 機械装置（※1、5）（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（※2）（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（※3、5）（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（※4）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆ 機械装置（※1、5）（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（※2）（30万円以上） ◆ 建物附属設備（※3、5）（60万円以上） ◆ ソフトウェア（※4）（70万円以上）	◆ 機械装置（※1、5）（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（※2）（30万円以上） ◆ 建物附属設備（※3、5）（60万円以上） ◆ ソフトウェア（※4）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄席等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）（※6）/国内への投資であること/中古資産・貸付試算でないこと等		

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売

を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。

※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。

※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.16を確認してください。

※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsuei/hojin/Q4/i6.htm>

2. ①中小企業経営強化税制

(2-3) C類型：デジタル化設備

デジタル化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。
確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.8を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上
ソフトウェア（※4、6）	全て	70万円以上

- ※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
- ※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
- ※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.16を確認してください。
- ※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。
詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

①遠隔操作、②可視化、③自動制御化について

①遠隔操作

- 1) デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
- 2) 以下のいずれかを目的とすること
 - A) 事業を非対面で行うことができるようにすること
 - B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

②可視化

- 1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
- 2) 1) のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
- 3) 1) により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること

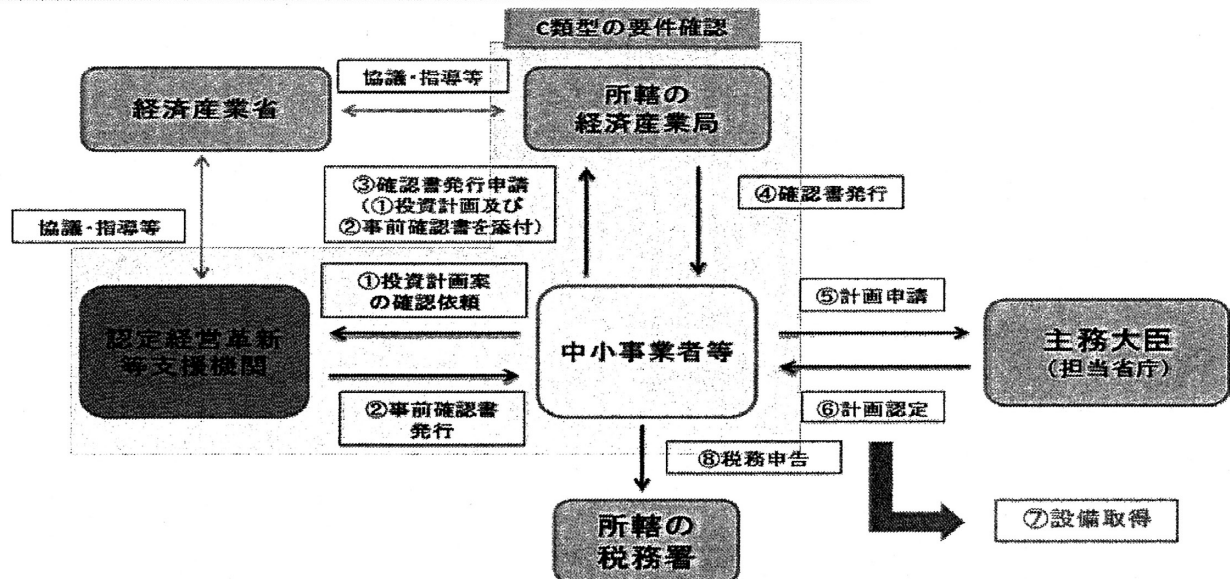
③自動制御化

- 1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
- 2) 1) の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

2. ①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制C類型）



▶ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について（C類型））
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo_c.html

- ①・② 申請書（様式1）に必要な事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けてください。
 認定経営革新等支援機関は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。
- ③・④ 申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局に、事前にご連絡をした上で、申請書二部・必要添付書類二部・事前確認書二部を一式としてご郵送ください。なお、確認書発行に対して、返信用封筒（返信先の宛名必須）に切手（確認書には申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものを同封してご郵送ください。
 経済産業局は、郵送を受け取ってから（郵送物の到着日が受理日となります）、概ね1ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものを返送します。
- ⑤・⑥ 申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

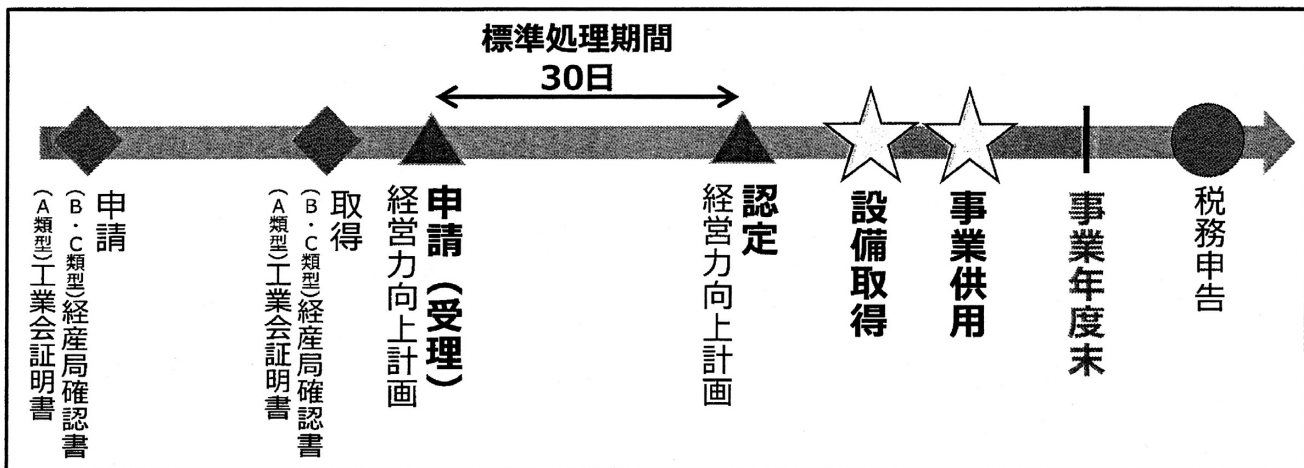
（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2. ①中小企業経営強化税制

設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A・B・C共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

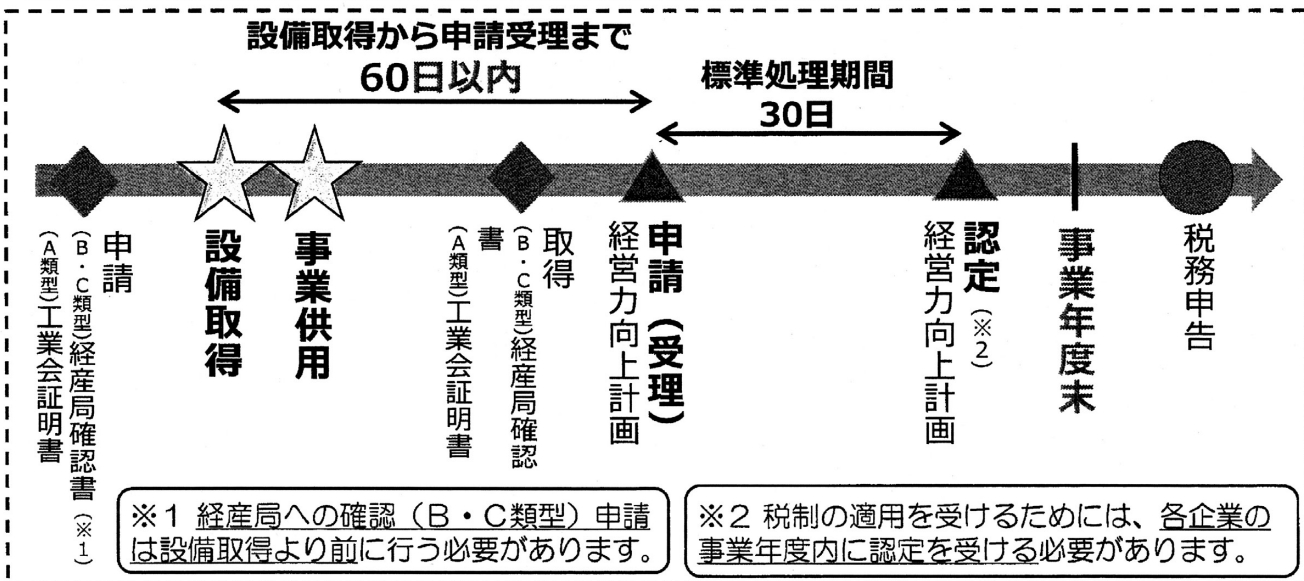
【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。



令和2年度 税制改正(国税)について

財務省主税局総務課 税制企画室長 内藤景一郎

令和2年度税制改正については、昨年12月12日に与党における税制改正プロセスを経て、12月20日に「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

本稿においては、「令和2年度税制改正の大綱」の概要を中心に説明したい。なお、文中意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

1. 令和2年度税制改正の基本的考え方

令和の時代において人口減少と少子高齢化が一層進む中であっても、直面する様々な課題を克服し、豊かな日本を次の世代へと引き渡していかなければならない。このためには、社会保障をはじめとした諸制度を人生100年時代にふさわしいものへと転換するとともに、Society5.0の実現に向けたイノベーションの促進など中長期的に成長していく基盤を構築することが必要である。

こうした観点から、令和2年度税制改正においては、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行うこととしている。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや納税環境の整備等を行うこととしている。

具体的な改正内容等は以下のとおりである。

2. 令和2年度税制改正における主な措置等

(1) デフレ脱却と経済再生

(ア) オープンイノベーションに係る措置

経済成長の基盤となるイノベーションを持続的・自律的に生み出していくためには、企業自身が、その保有する内部資金や技術を有効に活用することが必要であるが、税制においても、こうした企業の前向きな行動を後押ししていく。具体的には、企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進する観点から、事業会社が次世代のイノベーションの担い手であるベンチャー企業に出資する場合に、出資の25%相当額の所得控除ができる措置を創設する（資料1）。

(イ) 5G導入促進税制

5G（第5世代移動通信システム）は、Society5.0の実現に不可欠な社会基盤であり、安全性・信頼性が確保され、供給安定性、オープン性が保証された5Gシステムを構築する必要がある。こうした観点から、5G情報通信インフラの早期導入を促し、次世代の最大の資源となる「データ」を様々な分野・地域において利活用できる環境を整備するため、(1) 超高速・大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備と、(2) 地域の企業等が自ら5Gシステムを構築するローカル5Gへの投資について、15%の税額控除又は30%の特別償却ができる措置を創設する（資料2）。

(ウ) 投資や賃上げを促す措置

企業マインドを変革させ、果敢な経営判断を促す観点から、企業収益が拡大しているにも関わらず賃上げ

資料1

オープンイノベーションの促進に係る税制の創設(案)

制度の概要(案)

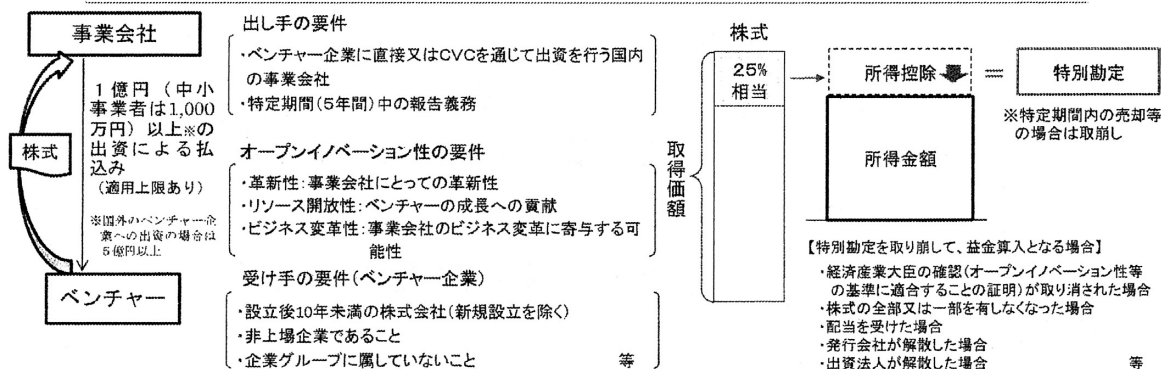
事業会社が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合には、その株式の取得価額の25%相当額の所得控除を認める。ただし、特別勘定として経理した金額を限度とする。

上記の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入する。ただし、特定期間(5年間)保有した株式については、この限りでない。

【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

○ オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明※したものにより取得した株式。

※ 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間(5年間)中、経済産業大臣が証明。

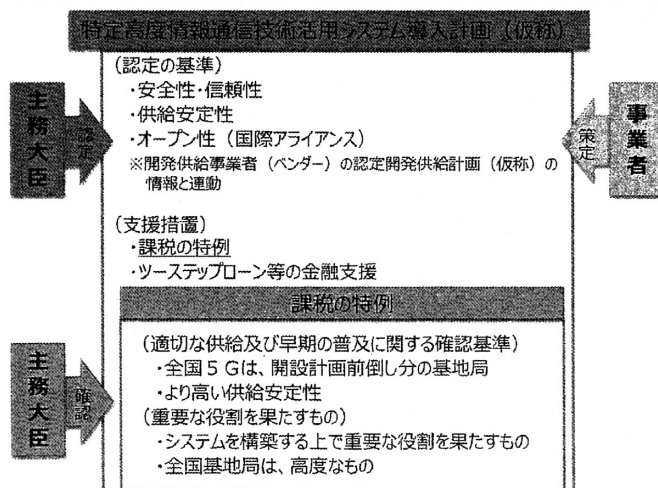


資料2

5G導入促進税制の創設(案)

○ 安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(仮称)の規定に基づく、認定導入計画(仮称)に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設する。(2年間の時限措置)

新法の枠組みにおける支援スキーム



課税の特例の内容

● 認定された導入計画に基づいて行う一定の設備投資について以下の措置を講じる。

対象事業者	対象設備	税額控除	特別償却
全国キャリア	機械装置等	15%	30%
ローカル5G免許人	機械装置等	15%	30%

(注) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

(対象設備)

- 全国基地局(開設計画前倒し分であって高度なもの)送受信装置、空中線(アンテナ)
- ローカル5G送受信装置、空中線(アンテナ)、通信モジュール、コア設備、光ファイバ

にも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制等の租税特別措置の不適用措置の見直しを行うこととしている。具体的には、設備投資要件について、企業の国内設備投資額が当期の減価償却費総額の1割超から3割超に引き上げることとしている（資料3）。

併せて、大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の9割以上から95%以上に引き上げ、賃上げへのインセンティブを通じた税制効果を発揮しやすくなるようにしている（資料4）。

（エ）連結納税制度の見直し

連結納税制度は、グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度であり、企業が効率的にグループ経営を行えるメリットがあるが、税額の計算が煩雑である等の指摘もあり、制度を選択していない企業グループも多く存在している。企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しして、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、制度の簡素化等の見直しを行う。具体的には、現

行制度では、企業グループ全体を一つの納税単位としているが、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みである「グループ通算制度」に移行することとしている（資料5）。

（2）経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

（ア）未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための見直しを行う（資料6）。具体的には、

- ・未婚のひとり親も含め、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一（いつ）にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」を適用する。
- ・また、上記以外の寡婦については、引き続き控除額を27万円適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（所得500万円（年収678万円）以下）を設ける。

資料3

租税特別措置の適用要件の見直し（案）

（特定税額控除規定の不適用措置の見直し）

【現行制度の概要】

大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除※）の規定を適用しない。（適用期限：令和3年3月31日）

- ① その大企業の平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えること
- ② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の1割の金額を超えること

但し、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外とする。

※ 特定税額控除：特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置（研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資の促進に係る税制）の税額控除

【改正案】

- ・ 上記②の要件について、「その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること」とする。
- ・ 不適用措置の対象に、5G導入促進税制【新設】の税額控除を加える。
（※ 改正後の特定税額控除：研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制）

賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（案）

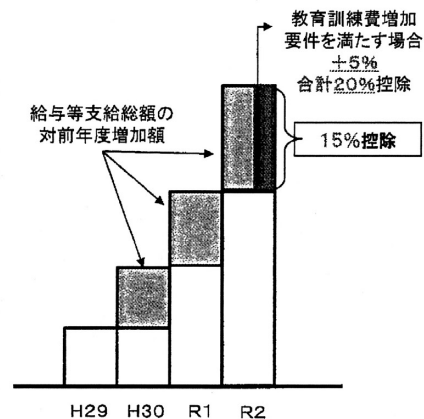
【現行制度の概要（大法人向け）】（適用期限：令和3年3月31日）

【要件】

- ・継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上
- ・国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の9割以上

【税額控除】

- ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費≥前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乗せ（→合計20%）
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度



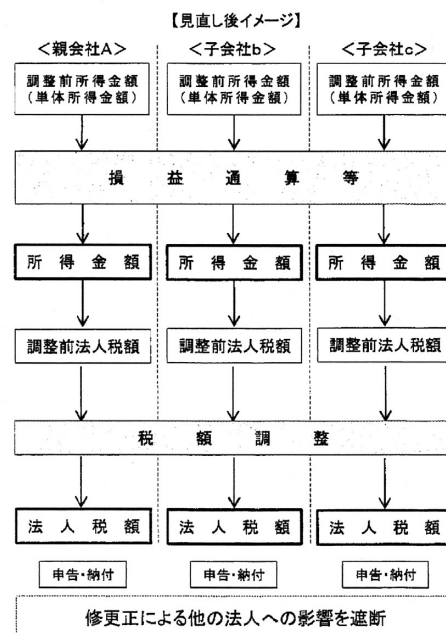
【改正案】

- 要件のうち、国内設備投資額について当期の減価償却費の総額の95%以上とする。

連結納税制度のグループ通算制度への移行

連結納税制度は、企業グループ内の個々の法人の損益を通算するなど、グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度。制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行う。

- ◆ 個別申告方式
 - 企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う。
- ◆ 損益通算・税額調整等
 - 欠損法人の欠損金額を所得法人の所得金額と損益通算する。
 - 研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、グループ全体で税額控除額を計算する。
- ◆ 組織再編税制との整合性
 - 開始・加入時の時価評価課税・欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小する。
- ◆ 親法人の適用開始前の欠損金の取扱い
 - 親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。
- ◆ 中小法人判定の適正化
 - 通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しない。
- ◆ 地方税
 - 現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。
- ◆ 適用時期
 - 企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。



（イ）企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の措置

人生100年時代を迎える中で、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等を踏まえて、私的年金について、確定拠出年金等の加入可能年齢の見直しや、中小企業向け制度の対象範囲の拡大等の見直しが行われる予定である。この見直しに合わせて、税制上の措置についても、現行の措置を適用することとしている。

（ウ）NISA制度の見直し・延長

NISA制度についても、経済成長に資する資金供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、制度の見直しを行うこととしている（資料7・8）。具体的には、

- ・非課税期間5年間の一般NISAについては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、現行制度が終了した後の2024年から5年間の措置として、図のとおり、1階部分で積立投資を行っている場合に、2階部分で別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直す。

- ・非課税期間20年間のつみたてNISAについては、現行の制度を維持しつつ、2042年まで期限を5年延長し、2023年までに開始する積立について、20年間の積立期間を確保できるようにする。
- ・なお、ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから、延長せずに2023年末で終了することとしている。

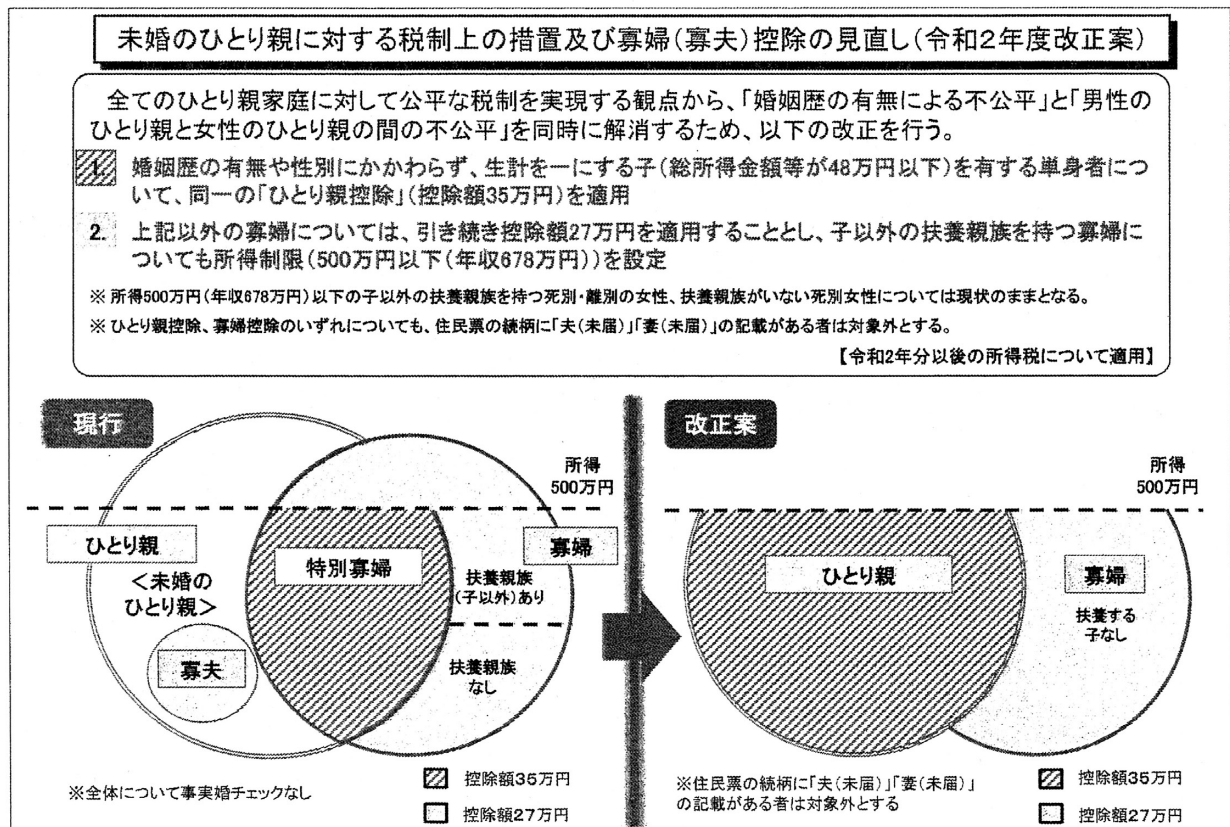
（3）円滑・適正な納税のための環境整備

（ア）デジタル技術を活用した利便性の向上等

納税者利便の向上及び官民を通じた業務の効率化を図るため、取引から申告・納付に至るまで税務関連手続の電子化を推進する。

電子請求書や各種決済データを経理に活用すれば、取引先との間でも社内他部署との間でも書面の授受を行う必要はなくなる。それらのデータが電子帳簿と連携すれば、記帳の正確性を確保する観点からも有益である。こうした利点を踏まえ、請求書等の電子化を推進し、企業等の生産性向上を後押しする観点から、電子帳簿等保存制度の見直しを行う。具体的には、電子

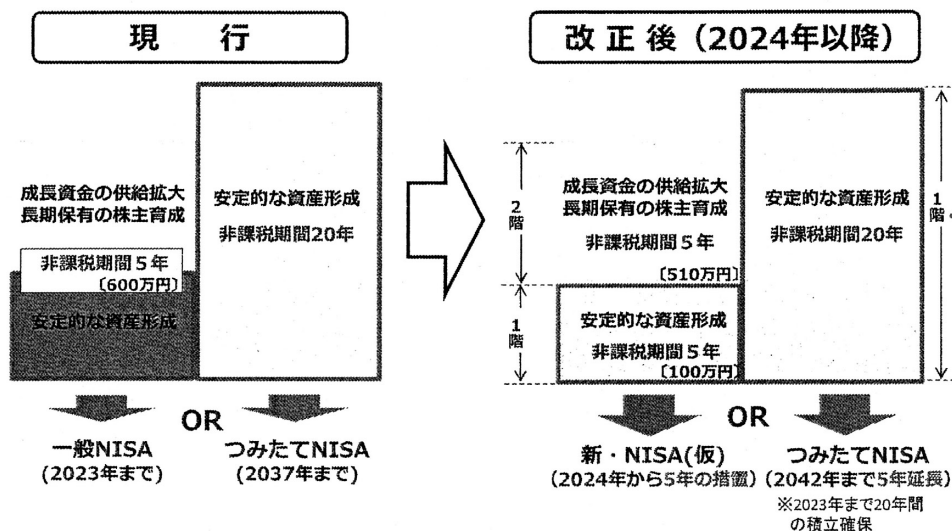
資料6



資料7

NISA改正のイメージ

- 2階建ての新・NISAを創設、1階はつみたてNISA類似（非課税期間は5年間）、2階部分は一般NISA類似
- 原則として、1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資を行えるように
⇒ より多くの国民が積立分散投資を経験
(例外として、上場株式のみへの投資の場合は1階部分への投資なしに2階部分で投資可能)



※ジュニアNISAについては延長せず (2023年末で終了)

資料8

NISA制度の見直しについて

	新NISA (仮称)	つみたてNISA
年間の投資上限額	二階 102 万円 一階 20 万円 (原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる)	40 万円
非課税期間	二階 5 年間 一階 5 年間 (一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能)	20 年間
口座開設可能期間	令和6年(2024年)～令和10年(2028年) (5 年間)	平成30年(2018年)～令和24年(2042年) (2023年まで20年間の積立確保)
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等(注) 一階 つみたてNISAと同様 (例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない)	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	(単位: 万円) 5 年間 ※つみたてNISAへのロールオーバー可 ※現行一般NISAからのロールオーバー可	(単位: 万円) 20 年間(注) ※同時に開設可能な最大年数

(備考)「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。
(注)高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大する。

（イ）消費税の申告期限の延長

働き方改革が進められる中、企業は非効率な業務プロセスの見直し等を行い、従業員の生産性をより一層向上させる等の取組みが求められている。

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限を延長する特例の適用を受ける企業について、消費税の申告期限を1か月延長する特例を創設する。

（ウ）利子税・還付加算金等の割合の引下げ

利子税について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行う（貸出約定平均金利+1% → 貸出約定平均金利+0.5%）。還付加算金等の割合についても、同様に引下げを行う。

（エ）国外財産調書制度等の見直し

適正な課税のためには税務調査を通じた的確な事実認定が不可欠である。一方、国外において行われた取引等については、執行管轄権の制約上、税務当局が直接現地に赴いて事実関係を確認することが困難である。このため、納税者による適切な情報開示を促す観点から、以下の見直しを行う。

- （1）国外財産調書制度について、納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出しない場合には申告漏れに対する加算税を加重する等の見直しを行う。
- （2）更正・決定の期間制限について、納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出せず、外国税務当局に対して情報交換（資料の入手及び提供）の要請が行われた場合、現行の期間制限にかかわらず、要請から3年間は更正・決定を可能とする。

（オ）国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、所得要件が国内源泉所得のみで判定されるために、国外

で一定以上の所得を稼得している親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税について、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の国外居住親族については、扶養控除を適用しないこととする。

（4）その他

（ア）国際的な租税回避・脱税への対応

日本企業の健全な海外展開を支えつつ、国際的な租税回避や脱税に対してより効果的に対応する観点から、これまでわが国は「BEPSプロジェクト」の合意事項等を踏まえ、租税回避防止措置等に関する累次の制度整備を行ってきた。令和2年度税制改正においては、子会社配当の非課税措置と子会社株式の譲渡を組み合わせて税務上の譲渡損失を創出させる租税回避に対処するため、法人が一定の支配関係にある子会社から一定の配当額（みなし配当金額を含む）を受ける場合、株式の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額等を減額する見直しを行う（資料9）。

（イ）たばこ税の見直し

近年急速に販売が拡大しているリトルシガーのような軽量の葉巻たばこについては、紙巻たばこに類似しているものの、紙巻たばこの間に大きな税率格差が存在し、課税の公平性に問題が生じている。

このため、1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する。なお、激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階（令和2年10月・令和3年10月）で引き上げる（資料10）。

（ウ）地方創生の充実・強化

わが国は急速な人口減少局面にあることに加え、地方においては東京圏等への人口流出と地域経済の縮小が進んでいる。人口の東京への過度な集中を是正すべく、首都圏から地方に移転する企業が地方拠点強化税制をより積極的に活用するよう促すため、地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控

子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応（案）

- 法人が外国子会社株式等を取得した後、子会社から配当を非課税^(※)で受け取るとともに、配当により時価が下落した子会社株式を譲渡すること等により、譲渡損失を創出させることが可能となっている。
^(※) 子会社からの配当は持株比率に応じ一定割合が益金不算入（非課税）。
- これを利用した国際的租税回避に適切に対応する観点から、以下のとおり見直しを行う。

改正案の概要

法人が(1)一定の支配関係にある外国子会社等から(2)一定の配当額（みなし配当金額を含む）を受け、株式等の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額^(注)を減額する。

^(注) 支配関係発生後の利益剰余金から支払われたものと認められる部分の金額を除くことができる。

(1)一定の支配関係にある外国子会社等（対象となる子会社）

→ 法人（及びその関連者）が株式等の50%超を保有する子会社

※ 但し、子会社が内国普通法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの間において株式等の90%以上を内国普通法人等が保有しているものを除く

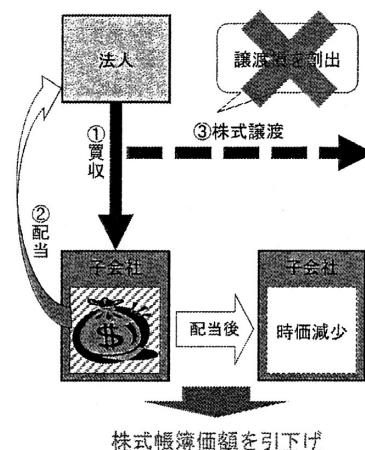
(2)一定の配当額（対象となる配当）

→ 1事業年度の配当の合計額が株式の帳簿価額の10%を超える場合の配当の合計額

※ 但し、その合計額が①支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合 または ②2,000万円を超えない場合を除く。また、③配当の合計額のうち、支配関係発生から10年経過後に受ける配当額を除く。

※上記の見直しは、令和2年4月1日以後開始事業年度分の法人税について適用する。

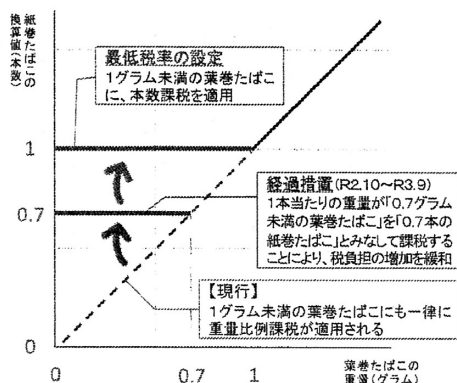
《イメージ》



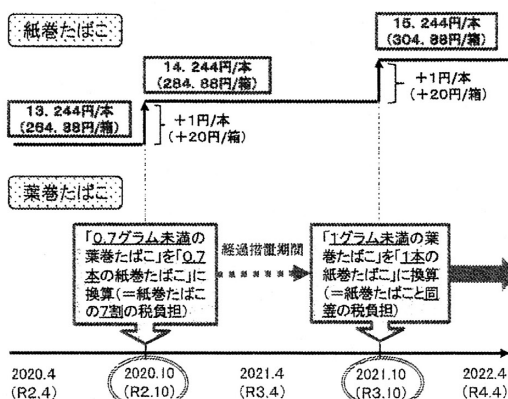
葉巻たばこに係る課税方式の見直し(案)

- 重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する。
- なお、激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階(2020年10月・2021年10月)で引き上げる。

【現行】
 葉巻たばこは、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算し課税。
 【見直し案】
 重量1グラム未満の葉巻たばこに最低税率を設定し、紙巻たばこと同等の税負担とする(本数課税方式への見直し)。



見直しスケジュール



除額を3年間で最大120万円（現行：90万円）に拡充し、移転型事業による雇用の増加に対するインセンティブを強化する等の見直しを行った上で2年延長する。

（エ）低未利用地の活用促進

取引価額が低額の土地については、取引コスト等が相対的に高いことがネックになり取引が進まず、利活用されないまま所有されている場合がある。こうした土地のうち保有期間5年超、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得を対象に100万円の特別控除を設け、取引の活性化を通じ低未利用地の活用を促進し、地域の価値向上を支援する。

（オ）日本酒の輸出拡大に向けた取組み

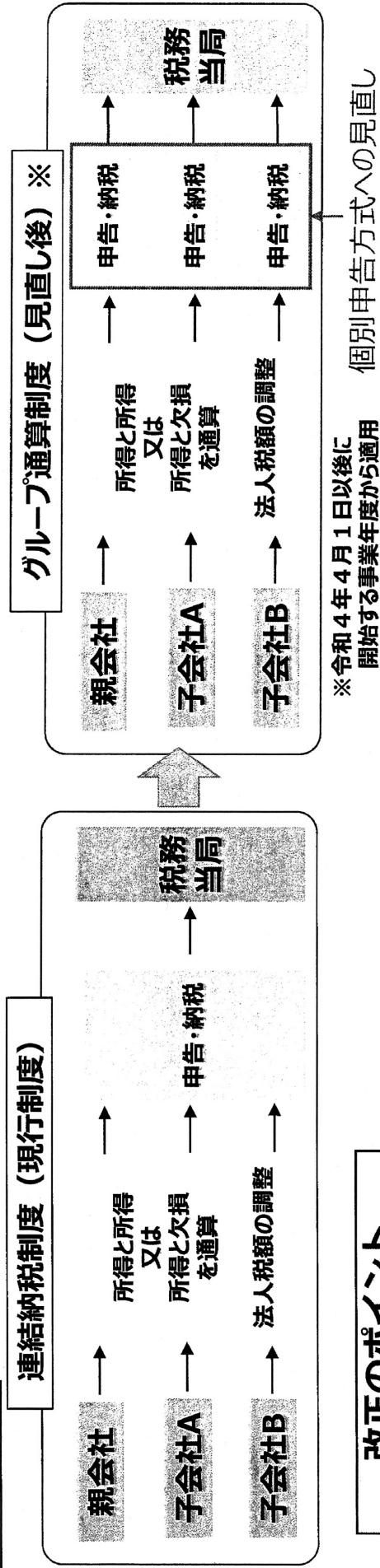
近年、日本産酒類の海外需要が拡大しているが、引き続き、海外での日本産酒類のブランド価値を高めつつ、更なる輸出拡大を図るため、様々な施策を強力に進めていく必要がある。酒税制度においては、こうした取組みの一環として、日本酒の輸出拡大に向けた取組み等を後押しする観点から、「日本酒」の輸出用の製造免許（最低製造数量要件の適用除外）を新たに設け、更なる輸出拡大を図る。

(2-2) 連結納税制度の見直し (法人税)

拡充

- 連結納税制度は、企業グループを一体とみて親会社と100%子会社の所得通算等を行う制度。
- 事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能する基本的な枠組みを維持しつつ、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直しを行う。
- この際、機動的な事業再編を後押しするため、グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小するなどの見直しを行う。
また、グループ経営の実態に即した税制とするため、研究開発税制や外国税額控除等、グループ内で活用されるべき税制措置の取扱いや、既存の連結納税適用グループの親会社繰越欠損金の取扱いは維持する。

改正概要



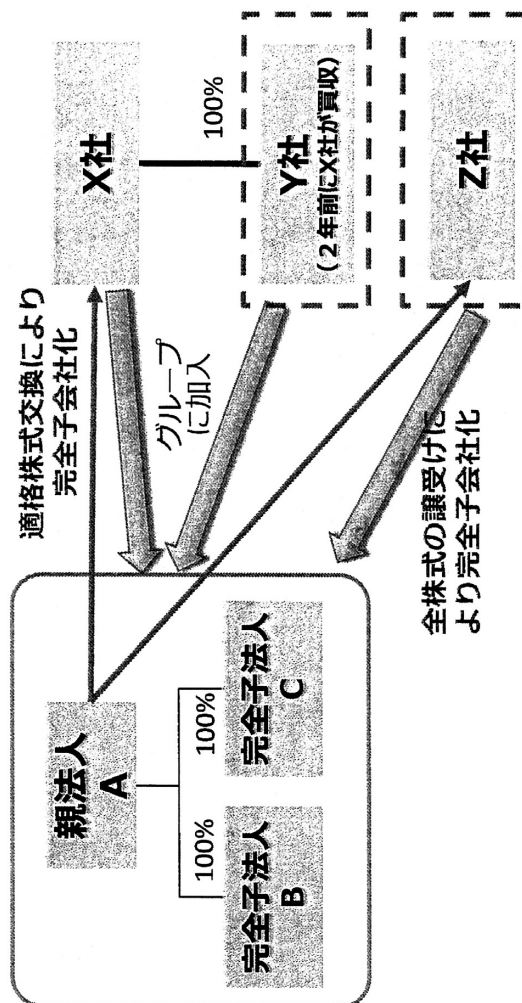
改正のポイント

- ① グループ加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小
- ② 研究開発税制や外国税額控除等の取扱いや、既存の連結納税グループの親会社の繰越欠損金の取扱いを維持

(参考) グループに加入する際の時価評価課税や繰越欠損金の切捨てについて

- 現行制度では、適格株式交換等の場合を除き、完全子会社化してグループに加入する場合には、原則、加入会社の土地等の時価評価課税を行うとともに、繰越欠損金を切捨てることとなる。
- 機動的な事業再編を円滑化する観点から、加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切り捨ての対象を縮小する。

グループ加入時に時価評価課税等の対象外となる類型の例



Y社、Z社も右③の要件を満たせば、
時価評価課税等の対象外となる

※今回、見直しを行う点につき、赤字

【時価評価課税等の対象外となる類型】

時価評価課税及び繰越欠損金の切捨ての対象外となる類型

- ①適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人
- ②100%グループ内の新設法人
- ③完全支配関係継続、事業継続要件等の適格組織再編と同様の要件を満たして加入する法人

※50%超の支配関係が5年超の法人又は共同事業を行う法人に該当しない場合、繰越欠損金や資産の含み損について制限あり。

(参考) グループ調整計算について

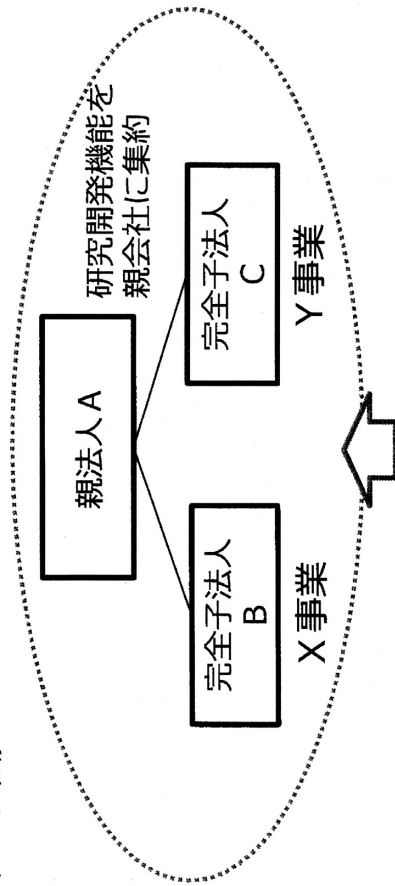
- 現行の連結納税制度において、研究開発税制や外国税額控除等については、連結グループ全体で計算している（「グループ調整計算」）。
- グループ通算制度においても、効率的なグループ経営を促進する観点から、それらについて引き続き同様の取扱いを行う。

連結納税制度の見直しの意義

- 連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえた上で、事務負担の軽減を図るための簡素化やグループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点から見直しを行うことにより、日本の企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備することができると考えられる
(政府税制調査会 連結納税制度に関する専門家合報告書(R1.8.27)より抜粋)

グループ調整計算の意義

(イメージ図)



グループ経営の実態にあわせ、
グループ全体で税額控除額等を計算

グループ通算制度における 所得金額等の計算のイメージ

